

CPAP 診察

3 か月制を継続 マウスピース診察は 3 ～ 6 か月制

2020 年 10 月

新型コロナ禍の特措処置として可能な方の C P A P 診察を最大 3 か月間隔に延長してまいりました。この度、3 か月制にても安心して安全な診療が行えることが確認できましたので、今後は新型コロナの終息状況のいかんにかかわらず 3 か月制を継続することになりました。複数月制の適用には CPAP とマウスピースの合算した使用日数が 70%以上であることが客観的に確認される必要があります。

また、マウスピースの単独診療においても PSG 検査で治療効果が確認されていて、副作用なく、使用状況が良好ならば 3～6 か月の範囲で通院間隔を延長することが可能となりました。

治療の流れと通院間隔

